

幼児教育・保育の無償化の主な例



3歳～5歳

保育の必要性の
認定事由に該当
する子供

利用

幼稚園、
保育所、
認定こども園、
就学前障害児の発達支援

無償

(幼稚園は月額25,700円まで)

利用

幼稚園の預かり保育

幼稚園の利用に加え、
月額11,300円まで無償

利用
(複数利用)

認可外保育施設、
一時預かり事業など

月額37,000円まで無償

複数利用

幼稚園、
保育所、
認定こども園

+

就学前
障害児の
発達支援

ともに無償

(幼稚園は月額25,700円まで)



3歳～5歳

上記以外

利用

幼稚園、認定こども園、
就学前障害児の発達支援

無償

(幼稚園は月額25,700円まで)

複数利用

幼稚園、
認定こども園

+

就学前
障害児の
発達支援

ともに無償

(幼稚園は月額25,700円まで)

※ 0歳から2歳の市町村民税非課税世帯については、上記と同様の考え方により無償化の対象となります(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、大牟田市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注2) 地域型保育、企業主導型保育事業も対象です。